

関西労働者安全センター

関西労働者安全センター
2018. 7.10発行(通巻第490号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://koshc.jp/



石綿肺がんのブロック工労災不支給を自庁取り消し 大阪、岡山で就労	2
アスベスト健康被害問題で省庁交渉 「省庁交渉だよ!全員集合」に集合して	5
死ぬまで元気です vol.4 右田孝雄	8
「安全帯」はなくなり「墜落制止用器具」 墜落災害防止個人用保護具で大改正	9
安全のきいわあど その23 移動式クレーン	12
大量伐木、生産効率重視の森林経営管理法成立 林業労働災害にも悪影響!?	13
韓国からのニュース	15
前線から	18
第38回関西労働者安全センター総会を開催/大阪	

石綿肺がんのブロック工 労災不支給を自庁取り消し

大阪、岡山で就労

岡山出身の被災者は、昭和30年に大阪に出てきて、ブロック工として50年以上働いてきた。昭和30年から50年頃までは大阪市内の建設会社で就労し、その後郷里に戻って5年ほど勤めた後に自営に転じている。平成26年に肺がんを発症し、手術を経て現在も療養中であるが、療養補償給付の請求をしたものの不支給という判断が下された。

粉じんばく露の本人感覚

大阪にいた頃は、主に大阪市内の2社で就労しており、いずれも現在は存在しない。しかし、最後に石綿にばく露したのは西成区の建設会社に在籍していたときであると主張したことにより所轄労働基準監督署は大阪南労働基準監督署となった。

被災者本人の主張は非常にわかりやすい。聴取書には、「大阪では、大阪市鶴見区の川野ブロックに勤めました。川野ブロックと一緒に仕事をしていた『田中三郎』が独立して田中組を始めましたので、田中組にも雇われ、川野ブロックと田中組の仕

事を行ったり来たり、昭和51年3月に岡山に戻るまでの20年間、ブロック積みの仕事をしていました。最後の方は、田中組の仕事ばかりでした」「川野ブロックや田中組では、地下鉄、万博、ボウリング場等の建設現場の仕事をしました。地下鉄は線路脇のブロックを積んでいました。ボウリング場では、仕切りやトイレのブロックを積んでいました。ボウリング場では、私がブロックを積んでいる横で、足場に乗って天井にアスベストを吹付けている職人がいました。当時は、アスベストとはわからず、綿みたいなもの吹付けているなあと感じていました」などと詳細に当時の現場の状況が述べられている。一方岡山に戻ってからの作業については「私の仕事内容は、大阪の頃と変わっていませんが、現場の周りが違い、大阪のときのようにアスベストを使っていることはありませんでした」とだけ記されている。「現場の周りが違い」ということはどういうことかと尋ねると、大阪時代は同じ場所で様々な作業が同時並行で施行されていたが、岡山では作業スケジュール通り業者が順番に入場して作業を

するため、ブロック積みをしているとなりで吹付け作業が行われるようなことはなかったらしい。被災者の感覚では、「大阪時代の現場は、ほこりで目の前が見えなくなるくらい、汚い環境だった」というもので、岡山に戻ってきてからはそれほどほこりにまみれていない、というのである。

しかし、フロアの間仕切りを施工する作業と、天井への吹付けとどちらが先に行われるだろうか。先に吹付けが施されている場合は、ブロック積み作業中に作業に邪魔な吹付けを手でぬぐうことがあっただろうし、吹付け後の現場にはアスベスト粉じんもまだ舞っているだろう。逆にブロック積み後に吹付けが施される場合は、作業の修正や上階にある次の作業現場へ向かう途中に吹付け中の現場を通ることもあるのではないだろうか。また、吹付けだけではなく、建材の切断や壁、天井の施工をしている側を通ったり、近くで作業をしたりすることもあるのではないだろうか。

大阪局による調査内容

不支給にいたるまでの資料を見ると、川野ブロック、田中組はすでになく、事業主も他界しているが、監督署は戸籍の附票から親族を辿り、それぞれの親族に聴取りを行ない、当時覚えていることの中から被災者に関することをなんとか引き出そうとしている。また、玉出の商店街に店を構えている卵屋の息子で「かわはら」という名前の同僚がいた、という被災者からの情報を元に、大阪市西成区界限を捜査し、卵屋を

突き止め、電話聴取もしている。7月末から9月の初めの暑い盛りに自らの足で該当地域を歩き、精力的に近所へ聞き込みを行ない、被災者が働いていた痕跡を探索したことがわかる。

この結果、被災者が提供する事業場の場所、事業主が最後に住んでいた住所、家族関係、同僚の実家等、すべて正確な情報であったが、それでも聴取先からは被災者に関する情報が一切出てこなかったため、「連絡をとるも、請求人を知るものはおらず、請求人の就労の事実を明確にすることはできなかった」ことにより、「原発性の肺がんの発症及び胸膜プラークの所見が認められるものの、客観的な石綿曝露作業の従事歴が認められないため、認定要件を満たさない」と判断され、不支給となった。

本件は審査請求まで行っており、審査官は岡山での就職先関係者に聴取をしている。そして、被災者が「昭和51年頃に入社し、約4～5年在籍していたのは間違いないと思う。その当時の作業内容は、鉄骨にアスベストかどうか不明であるが、噴霧作業前か、吹付けられた建設現場で、ブロックの積み上げ作業に従事していた」との情報を得ている。つまり客観的な石綿ばく露作業に関する情報が入手できたのであるが、審査官は、「監督署職員の調査によっても、客観的な石綿ばく露作業の従事歴の証言又は資料等が得られなかったものであり、請求人の申立以外に、石綿ばく露作業を裏付けるものは認められない」と結論付け、請求は棄却された。

吹き付け施行の証拠を提出

相談を受けたのは再審査請求期限が過ぎた後であったため、取消処分を求めて訴訟を提起せざるを得なかったが、被災者は休業補償給付を請求していなかったため、遅ればせながら請求した。また、取消訴訟の中で、被災者が岡山時代に入場した作業現場を具体的に提示し、そこにアスベストの吹き付けが施されていることまで明らかにしたことを休業補償請求でも活用した。このとき活用した資料は神奈川労災職業病センターの鈴木江郎さんが作成した全国の「吹付石綿除去工事計画届」一覧である。除去作業が行われる以上、吹付の施工があった事実を示すことになる。併せてその現場の施工図まで取り寄せて訴訟では証拠として提出した。

これらの資料は監督署でも入手できるものであり、原処分段階で、被災者がいう「岡山に戻ってからは石綿ばく露なし」という申立を字句通り受け止めて調査を怠ったのは意外である。多くの被災者は石綿疾患に罹患した場合、あるひとつの現場での石綿ばく露が原因ではないかと考える。それらの現場は、目の前が見えないくらいのほこりが舞い、腕や首の周りがチクチクする環境であり、五感で石綿ばく露を認識することができる。このような派手にほこりにまみれる現場以外は、被災者の意識から閉め出されてしまうだろう。大阪の監督署であれば、正確に被災者から現場情報を引き出し、最終粉じん事業場を見つけてもらいたいものである。

原発被ばく労災

広がる健康被害と労災補償

被ばく労働を考えるネットワーク 編

原発被ばくによる労災補償をめぐる闘いの記録。

労災認定しながらも、「科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明された物ではない」とする厚生労働省とどう闘っていくのか。そのためのヒントはここにある。



■出版社：三一書房
<https://31shobo.com/2018/04/18009/>
■体裁：四六判、ソフトカバー、223頁
■定価：本体 1700円＋税
ISBN978-4-380-18009-5 C0036

アスベスト健康被害問題で省庁交渉 衆議院議員会館に 200 人が集合

6月1日、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が主催する省庁交渉が、衆議院第一議員会館会議室にて、開催された。今回の省庁交渉では、プロジェクトチームが作られ、中皮腫の患者自らがリーダーとなって、当事者の声を国に届けることをめざした。ピアサポート活動で全国を回って、患者さんたちを訪問し、多数の患者の参加が実現した。中皮腫患者 35 人とアスベスト疾患患者 15 人を含め参加者は 200 人以上、さらに患者らからのビデオレター 12 人分が届けられた。また、東京へ行けない人のためにユーチューブでのライブ中継 (<https://www.youtube.com/channel/UCEVwb19xZyDIQuajlbgYPuw>) も行なった。

「省庁交渉だよ！全員集合」に集合して

事務局 中村 猛

6月1日の「省庁交渉だよ！全員集合」に集合した。

もう 30 年以上も前になるか？ 当時、全港湾の組合役員として、1 年に数回はいわゆる「省庁交渉」なるものをやっていた。当時は労働組合の得意科目であった「省庁交渉」の話が、労働組合から余り聞かれなくなったような気がするの、オールド活動家としては残念でならない。

地方での省庁交渉は、真に「隔靴搔痒」である

私が省庁交渉と言う場合、ほとんど大阪を中心にした省庁との交渉である。東京中心に活動している人たちに是非理解していただきたいのは、東京と地方の格差である。省庁交渉においては、大阪も大都市ながら、まったく地方なのである。

一言で言えば、どんなに要求が切羽詰

まっていようと、どんなに闘いを周到に準備していようと、地方の省庁との交渉で返ってくる応えは必ず、「おっしゃりたいことは解りました、そのような意見があったことは中央に伝えておきます」なのである。

ハッキリ言って、地方の「役人」の方が現場に近いせいか、我々の要求に応えようとする意欲が強いように見える。地方の「役人」からは、「こうとしか言えない私たちの立場も解って下さい」という嘆きも時々



聞こえる。地方の「役人」も一緒になって、「東京の連中は…」と言いたくなったことも、何度となくあった。

今回は久しぶりの中央での省庁交渉である。最近、何かと評判を落としている「東京の役人」を見物してやろうと思って出かけた。

「承知してございます」にガックリ

中央の省庁の中でも、厚労省や環境省には「やる気」のある「役人」が多いと理解している。「厚労省に入って、労働者のために」、「環境省に入って、よりよい環境のために」という、いわゆる志のある「役人」が多いとも承知している。今回対応した「役人」の約半数が女性であったことにも驚いた。

最近の面白くもない国会中継を見ると中央省庁の「役人」がたくさん出てくる。この「役人」らが異口同音に使う常套句が「○○と、承知してございます。」「○○と、考えてございます。」である。「その『ございます』は正しい日本語かよ?」と、常々思っていたところ、今回対応に出て来たいずれも30歳代だと思われる「役人」が、どいつもこいつも、男性も女性も、承知してございましたのには驚いた。30年前にはこんな言葉はなかったはずなのに、日本語の乱れは中央省庁から始まっている。

こんな言葉を当たり前に使えなければ、一人前の「役人」として扱われないのだろう。「役人」修行がこんな言葉使いから始まっているとしたら、この人たちと「交渉



しても、交渉(=相手と話し合いをして取り決めようとする)にはならないだろうな、と思わせられた。

士農工商という身分制度は、互いの違いを、すなわち身分差別を鮮明にするために、身につけるものから頭髪の形、言葉にまで差を付けた。いわゆる「侍言葉」「町人言葉」である。「父上・母上」vs「チャン・オッカー」である。「侍の子はそんな言葉を使ってはいけません」が、「公務員はそんな言葉を使ってはいけません」になって、未だに生きているのだ。

とは言え「思いは伝わった」

私は従来から「役人」と交渉するときのコツは、できるだけ相手にしゃべらせることだと思ってきた。予定の時間になれば業務終了とばかりにサッサと帰っていく「役人」との交渉では、こちらが永くしゃべれば「役人」のしゃべる時間が少なくなり、それだけ「役人」が何を考えているのかを聴けなくなる。省庁との交渉においては個人演説会まがいの長広舌は絶対に禁物である。

省庁との交渉には、何かを決めようとする

る「交渉」の意味と、イヤな言葉だが「直訴」の意味がある。その意味で今回は「集団直訴」の意味が強い場だったのかも知れない。それほど石綿疾患の実状はよく理解されていないのだろうと思った。もっともっと実情を訴えなければならぬ必要があるのだろう。

今回の交渉の要点は、新薬「オブジーボ」の早期承認と補償の増額の2点だったようだ。

病を得て闘病中の患者にとって、治療薬と自分自身と家族の生活の維持は、何にも代えがたい切実な要求である。事前に余り勉強していなかった私にも、新薬の早期承認と補償の増額を求める患者たちの姿は、説得力を持って迫ってきた。

30歳代の若い「役人」には、それらの人生経験が未熟であるが故に、キッと心に沁みただろうことを願うのみである。そして若い彼・彼女らの心に沁みだした思いが実現できるような、そんな官僚社会であることを願う。

訴えにどれ程心を動かされても、前もって決められた回答しかしてはいけない立場で出席し、どんな回答や意見を言ったかを後で上司にチェックをされ、ついには自分



の出世にまで影響する。そんな仕事をしている「役人」たちの有り様を見ての実感は、「すみじきものは『宮仕え』」であった。

願いの実現は民衆の力で

最近の韓国社会の動向で話題になることが多い、民衆と労働者のパワーをウオッチングしていると、大韓民国憲法第1条の「大韓民国は民主共和国である。大韓民国のすべての権力は国民に由来する」を実践していることが実感される。

日本国憲法も「国民主権主義」に立脚しているが、日本の民衆は自分の力で世の中を変えた経験がないこと、そしてそのせいか、民衆自らが本来持っているパワーを信じられなくなっていることを実感する。

交渉会場にいて、私たち力なき民衆の声を上から目線で聴いてはいるが、実際には上の意向に忖度して動かざるを得ないだろう若き「役人」たちを見ながら、「この世の主人公は我々民衆だ。君たち公務員は全体の奉仕者だ」と、叫びたくなった。私たちが置かれている状況に耳を傾け、その問題状況を迅速に解決することこそが、公務員の仕事はないか。今日は主権者である国民(=民衆)の方から、わざわざ東京まで出て来て、実状を教えてやろうとしている貴重な席ではないか。主権者の声を聴けない公務員は要らないと思うと同時に、国民主権を実現する力を私たち民衆自身が身に付けなければならない、と心からそう思った。

死ぬまで元気です



Vol.4 右田 孝雄

こんにちは、中皮腫患者として「中皮腫サポートキャラバン隊」を名乗って全国でピアサポート活動させてもらっています。

過去3回は私の金髪のエピソードについて書きました。今回からは去る6月1日に行なわれた「省庁交渉」の裏側について書きたいと思います。

実は私は昨年7月14日、省庁交渉に初めて行きました。関西労働者安全センターの酒井恭輔さんや後に一緒に活動をする栗田英司さんに誘われて参加しました。もちろん衆議院会館なんて行ったこともなく、まるでお上りさんが東京見物にでも行くような気持ちでした。衆議院会館に到着するや案内されるがままに会場に入ると、暫くして省庁交渉は始まりました。周りは初めてお会いする方々ばかりでした。役人と呼ばれる方々の回答に、ヤジや怒号さえ飛んでいて、最初はビックリしていましたが、そのうち私の中に、ある違和感が生まれていました。省庁側の役人は20歳代から30歳代の主任や係長クラスばかりではないですか。しかも、少し突っ込んだ質問をされると、「持ち帰って検討します」とこれが常套手段のように、あちこちの質問に返答されていました。当然その度に会の方々は怒声を浴びせるのですが、役人には薄ら笑

いを浮かべる者までいました。

こりゃダメだ。これが私の印象でした。ご遺族の方や支援者の方が必死で訴えても、役人には響いていないのが分かりました。そこで私は、来年は患者をここに何人も集めようと思ったのです。

それから2か月後、「中皮腫サポートキャラバン隊」として活動していったのですが、その中で出会った患者さんに意外と元気な患者さんがいることが分かりました。10月の全国事務局会議の前に私は、全国事務局の松島恵一さんに「来年の省庁交渉には患者を50人集めて役人の度肝を抜きたいと提案して欲しい」と訴えました。そして、後日松島さんから返ってきた答えが「100人集めようってことになったから」でした。私は内心無理じゃねえのか？と思ったんですが、事務局ではどうせなら100人集めようってなったと聞いて、私もやり甲斐あるじゃないと闘志を燃やすに至った訳です。

それから当日までの約8か月間は過去のどんな場面よりも濃厚で、私にとって人生初のことが多々あったので、やり遂げた時の達成感は過去にない充実を味わえた気がしました。次回はその濃厚な経緯を書いていきたいと思います。

「安全带」はなくなり「墜落制止用器具」 墜落災害防止個人用保護具で大改正

安全带もいろいろある

小規模な造園業を営む社長が、若い従業員A君に「新しい安全带を適当に注文しておいてくれ」と指示。A君はカタログをみて、注文しようとして困った。一口に安全带といっても、いろいろ種類がある。両足太腿から肩や腰までベルトが行き渡るフルハーネス型のものがまず大々的に何ページも載っていて、そのあとに一本つり用、U字つり用とくる。

A君は安全带といえば、かなり大きく育った支障木の剪定を思い浮かべる。車載クレーンにつけたゴンドラに乗って、安全带のフックをゴンドラにつなぎ、身を乗り出して小型チェーンソーで枝を落とす…というような作業だ。当然、一本つり用の中からということになり、適当なものを注文した。数日たって、安全带は納入されたが、社長はモノを見るなりA君に「ああそうか、ちゃんと言っとけばよかったな」と。社長は、一本つりではなく、U字つりの安全带を用意しておきたかったのだ。はしごを使って木に登り、安全带のロープを登った木に回してフックにかけ、そこに身体をゆだねて作業をするという型のものだ。

安全带といってもいろいろだ。フルハーネス型と胴ベルトだけの型の違い、墜落防

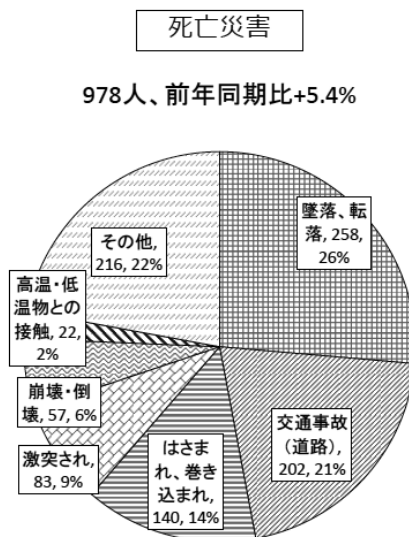
止だけを目的にした一本つり型と作業時に身をゆだねて作業ポジションを保持することも目的にするU字つり型。使い方を間違えると、墜落災害という生命に直接関わる災害につながるだけに、十分な注意が必要だ。

ところが、法令上は「安全带（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」（労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号）というひとことで全部を含めるものとなっている。

安全带使用でも死亡災害

この5月末に発表された昨年の死亡災害978人のうち、「墜落、転落」は258

平成29年事故の型別労働災害発生状況



出典：死亡災害報告

人（26％）となっている。事故の型別で最も多い。墜落死亡災害における安全帯の使用状況について調べたデータをみると、2015年で248人のうち236人と、その多くが安全帯不利用が原因の一つとなっていた。しかし、使用していても死亡災害となった事例も毎年ある。厚労省が設置した「墜落防止用の保護具に関する規制のあり方に関する検討会」によると、次のような安全帯使用時の墜落災害の状況が報告されている。

- ・ 10年間（平成18年～27年）で、墜落時に宙づりになった際、胴ベルトがずり上がって圧迫され、死亡した事例が6件。
- ・ 安全帯使用時の墜落災害は5年間（平成22年～26年）で170件あり、そのうち、
 - ①宙づり・落下中に梁等に衝突した事例が10％、
 - ②ランヤード切れ・安全帯が脱げた事例が9％、
 - ③安全帯を使用していても関わらず、地上等に衝突した事例が9％。
- ・ U字つり胴ベルト型安全帯を使用していた際の墜落災害は1年間（平成27年）で15件。U字つりランヤードが緩み墜落した事例が33％、フックが外れるなどで墜落した事例が66％。

こうした状況をみると、いわゆる「安全帯」の適正使用は大きな課題といえる。すでに国際的な動きとして、ISO規格、欧州(EN)規格、米国安全衛生庁(OSHA)規則等においては墜落防止用の保護具を単に安全帯とするのではなく、目的別に次の3つに分類することになっている。

- ① フォールアレスト用保護具：墜落時

に労働者を地面に衝突させることなく制止し、保持できる性能を有する保護具

- ② ワークポジショニング用器具：ロープ等の張力により、労働者の身体を作業箇所に保持するための器具
- ③ レストレイント用保護具：労働者が墜落する危険のある箇所に到達することを制止する保護具

種類に応じた適正使用を明確化

U字つりは墜落防止用器具ではない

検討会での結論としては、墜落防止用の保護具の基準と使用方法について、大幅な改正を行う方向を示すこととなった。このことから厚労省は労働安全衛生規則を改正することとしている。

改正のポイントは次の3つだ。

1. 安全帯を「墜落制止用器具」とする。
「墜落制止用器具」として認められるのは胴ベルト型（一本つり）とハーネス型（一本つり）で、胴ベルト（U字つり）は認めない。
2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則とする。
フルハーネス型が義務付けられるが、墜落時に地面に到達するおそれがある場合（高さが6.75 m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できる。
3. 「安全衛生特別教育」が必要。
フルハーネス型を使用して行う作業を行う労働者について、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）の受講が義務付け



〔要件3〕 ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

フックをかける位置により高さに応じたショックアブソーバを選択する。

（腰より高い位置にかける場合は第一種、足元にかける場合は第二種）

られる。

さらに、使用する墜落制止用器具の選び方については、次の要件が示されている。

〔要件1〕 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となる。ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができる。

柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できず、使用する場合はフルハーネス型と併用することが必要となる。

〔要件2〕 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければならない。

少々ややこしそうだが、ポイントが3つ、選び方の要件が3つということになり、その理由を理解しておけば、墜落災害防止の確実性は大きく向上することとなる。

改正施行は来年2月1日となるが、来年1月には先行して「安全帯の規格」が改正されることになる。

ただ法令の記述上、難しいのが用語の設定だ。便宜上、本稿では「墜落制止用器具」としているが、労働安全衛生規則の各義務規定を定めた条文での正式な用語は、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」となり、これを省略した表記が「要求性能墜落制止用器具」となる。なんとややこしいことだが、問題は運用次第ということになるだろう。



安全の まいわあとど

その 23：移動式クレーン

規格の改正、運転資格

クレーン付のトラックというと、街中のあらゆるところで見かける。建設や土木、造園に限らない、重量物を動かす様々な場面で使える道具だ。

とても便利なものだから、ほとんど何処でも誰でもとっていいほどよく使われる。しかし重量物をつり上げて移動させる機械なので、使い方を誤ると重大災害につながる。実際、移動式クレーンによる死亡災害は、年間約 30 件発生しているのだ。

もちろん、移動式クレーンの運転は所定の資格がないとできないこととされている。つり上げ荷重が 5 トン以上は移動式クレーン運転免許が必要で、1 トン以上 5 トン未満では移動式クレーン技能講習が要件となり、1 トン未満の小型では移動式クレーン特別教育で運転できることになっている。

1 トン未満にまで特別教育を要するようになったのは、やはり災害が後を絶たないため、最低限必要な知識の習得を義務化することが欠かせないと判断されたからだ。

さらに今年の 3 月からは、移動式クレー

ンの規格について、いくつかの改正が行われ、設計上の安全のための装置が新たに義務付けられた。2 トンや 1 トン半積みのトラックに架装する 3 トン未満の移動式クレーンについて、これまで「過負荷を防止するための装置」として認められていた荷重計が認められなくなる。かわって、定格荷重を超えた場合に、直ちに作動を自動的に停止する機能をもつ「定格荷重制限装置」、または定格荷重を超えるおそれがある場合に警告音を発する機能をもつ「定格荷重指示装置」などの装置を備えることが義務付けられる（来年 3 月 1 日以降に製造するものについて適用）。

1 人でクレーン付きトラックを運転してきた作業者が、一人作業でリモコン片手にワイヤーを荷にかけてつり上げ、荷台に積み込み、すいすいと運んでいく作業風景は珍しくないが、その陰で重大災害は絶えず発生しているということからすると、今回の改正のような設計上の安全規制は欠かせないものということになる。

そこに加えて、作業者自身のクレーン、玉掛についての知識を身に付けておくということは大前提ということになるだろう。



大量伐木、生産効率重視の森林経営管理法成立 林業労働災害にも悪影響!?

森友・加計問題、働き方改革と丁々発止が続く国会で、問題が指摘されながらもあっさり全会一致で両院を通過、成立した法案がある。森林経営管理法だ。

手入れが行き届かず、森林の所有者が管理できないでいる森林を、市町村が所有者にかわって意欲のある林業経営者に委託するというのが主な目的になっている法律で、1人あたり最大年千円を徴収するという森林環境税とセットになっているらしい。

たしかにかつてスギやヒノキを植えた山が全く手入れされず、所有者に経営意欲がない放置林が日本全国にあるという現状に対し、それを市町村が集約したうえで整備するというのだからよさそうに見える。しかし、この法律案によれば、所有者が委託に同意しないときでも勧告や意見書提出などを経て「同意した」とみなすことができ、木を伐採してもよいとし、さらに所有者不明の森林については、計画を広告して6か月以内に異議がなければ、計画に同意したものとみなすとなっている。ようするに森林管理について、市町村に強大な権限を持たせて整備を進めるというわけだ。

ところがその権限を持つことになる市町村のほとんどは、林業経営についての知識をもつ専従職員はいない。またこの法案の

趣旨説明によると、委託する林業経営者のことをカッコ書きで「素材生産者」と表記している。つまり林業経営＝伐採して素材化すること、としか定義しない。そして手入れしていない森林があれば、バツサリと全部木を伐採してしまうという道筋だけが鮮明な方針として浮かび上がるのだ。

森林環境税で徴収した税を元手に、手入れの遅れた森林を皆伐して木材を市場に大量に供給し、残るのは禿山ばかりということになる可能性も指摘される所以である。

林業における労働災害の度数率は、2016年で28.17となっている。全産業で2.91、製造業で3.00、ちょうど一桁違う。急峻な斜面でチェーンソーを使用して行う作業は危険極まりない。賃金は他産業に比べて低いため、歩合給制をとっている事業者も多く、そのことも災害多発の原因につながっているという。

そこに加えて、皆伐主体で効率重視の大型素材生産事業に税が投入されるとなると、林業の安全対策にとっても重大な結果をもたらすのではないかと考えられる。今年3月に公表された「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」の報告書は、チェーンソーによる伐木作業について、これまで直径40cm以上としていた「受け口を作るべき立木」を20cm以上に拡大

するなど、きめ細かい対策を提言している。しかし、そもそもの業界全体を揺るがす法律が、大量伐木、生産効率重視とくるものだから、その効果にも黄信号が灯ってしまうのだ。

間伐を繰り返し、健全な森林を守り育てるといふ森林経営の対極の道を歩もうとする森林政策は、林業労働災害防止の観点からも問題なのではないだろうか。



「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター
TEL:06-6943-1527
FAX:06-6942-0278
mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

(付)聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

- 出版社：星湖舎
<http://sksp.biz/index.html>
- 体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー
- 定価：本体1500円＋税
ISBN978-4-86372-097-8 C0095

韓国からの ニュース

■一日中立っている労働者「椅子に座ってはダメですか？」

雇用労働部が、最近のマスコミ報道等で提起された、デパートや免税店などで立って働く労働者の足部の疾患問題を解決するために、「販売職労働者健康保護対策」を施行する。

ソウル女性家族財団の研究によれば、流通業販売職の女性たちの半分以上(56.4%)が働いて病気に罹ったことがあり、一日中立って働いた場合に筋骨格系疾患(85.4%)や無知外反症などの足の疾患(80.7%)を病んでいた。治療法は仕事に時々休むことだけだ。しかし、彼女たちはちょっとした間休む椅子すら許されていない。「お客が嫌がる」ということだ。

労働部は販売職労働者の権利を保護し、社会の雰囲気を変えていくキャンペーンをすることにした。今月から労働部の47地方官署の主管で「椅子備置・座る権利探求・休憩施設設置」キャンペーンを行う。8月までの出退勤の時間帯に、全国40ヶ所に設置された安全保健電光掲示板を利用して市民対象に啓蒙活動を行う。流通業者の管理者と懇談会を行って保護対策を議論し、「休憩施設の設置と運営ガイド」と「立って働く労働者の健康ガイド」を作って、すべてのデパート・免税店に普及させる。9月1ヶ月間はデパート・免税店に椅子を備え付け、休憩施設を設置し、労働者の健康保護の措置が正しく行われているか実態調査を行う。2018年6月4日 京郷新聞 ペ・ムンギョ記者

■清掃労働者、トイレでご飯を食べなくても

良いのですか？

休憩施設が狭かったりトイレを休憩施設として使うなど、キチンと休めない労働者のために、雇用労働部が事業場休憩施設設置・運営ガイドラインを作って産業現場に配布し、労働者の保護措置が正しく履行されているかも点検する。環境美化員と建設労働者、デパート・免税店・マート販売職の労働者が休める空間が用意されているか、注目される。

現行法にも労働者の休憩施設に関する条項はあるが、具体的な設置基準がない。規模に関係なく必ず休憩施設を設置しなければならない高熱・寒冷・多湿作業場以外には、事業主が休憩施設を備えなくても設置を強制できる条項がない。

労働部は明確な基準を作るために、ガイドラインを作った。休憩施設は作業空間と隣接したところになければならない。作業場がある建物内に設置できない場合は、作業場から100メートル以内、歩いて3～5分以内で移動できる所に設置する。空港・マート・ホテル・デパートは顧客の休憩施設と離れた場所に設置する。面積は最小6㎡を確保し、快適な室内環境を維持するために冷暖房・換気施設を設置し、適正な温度を維持しなければならない。ソファや背もたれのある椅子とテーブル、冷蔵庫・冷温風器・浄水器・飲料水・ティッシュなどの備品を具備しなければ



ばならない。休憩室の維持・保守は指定された担当者が担当する。休憩施設であることが分かるように表示し、休憩室を機材・資材や清掃道具の収納空間としない。休憩施設の設置・運営に関する事項は労使が協議して決める。ガイドラインが完成すれば、地方労働官署を通じて全事業場に配付する。2018年6月5日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

■ スチュワーデスはなぜ白血病に罹ったか

放射線がまた別の場所で第2のファン・ユミを作った。あこがれのユニフォームの客室乗務員だ。

大韓航空で働き、急性骨髄性白血病に罹った元客室乗務員のKさんが産業災害を申請した。2009年大韓航空に入社したKさんは乗務員として6年間、北極航路を飛んで宇宙放射線に被ばくし、夜間交代勤務などが発病に影響したと主張した。大韓航空の乗務員の血液がんによる労災申請は初めてだ。

原子力安全委員会の「航空乗務員安全管理指針」は具体的な指針を示している。①航空運送事業者は宇宙放射線にばく露した高度と緯度、経度での放射線量率と実際の飛行時間、被ばく放射線量の評価内容と結果などを乗務員に提供し、熟知させる。②航空運送事業者は宇宙放射線による被爆放射線量を乗務員に公示しなければならず、乗務員は個人の被ばく放射線量を確認しなければならない。

宇宙放射線にばく露した乗務員のがん発生率が正確にどれ位高まるかはまだ研究中だ。北ヨーロッパとアメリカなどで航空乗務員を調査し、一般人より乳がん、皮膚がん、前立腺がん、急性骨髄性白血病、脳腫瘍などの発病率が高いという研究結果が報告されたことがある。

韓国天文研究院のイ・ジェジン博士は「地上では普通、短い時間に高い放射線に被ばくするが、航空乗務員は長時間に低い放射線に被ばくする。宇宙放射線は地上で被ばくする放射線に比べて、非常に複雑な成分で構成されている。特に中性子が多く含まれ、他の放射線に比べて、中性子は粒子の一つが細胞に与える影響が大きい。乗務員の被ばく量は今までとは違う基準で見るべきではないか」と話した。2018年6月11日 ハンギョレ 21

■ 死亡直前3ヶ月の労働時間が減っても慢性過労による脳出血は業務上災害

ソウル高裁が、3年以上過労に苦しみ、死亡する直前の3ヶ月間は受注量の減少で労働時間が突然減少した労働者の脳出血を、業務上災害と認定した。死亡(発病)直前3ヶ月間の平均労働時間だけを見て過労死の可否を判断する雇用労働部の「脳血管疾病または心臓疾病および筋骨格系疾病の業務上疾病認定の可否決定に必要な事項」(慢性過労認定基準)の意味を疑わせる判決だ。勤労福祉公団が控訴を断念して最終確定した。

裁判所は「Kさんの労働時間が死亡3ヶ月前から減少し、労働部告示に定めた慢性過労に該当しなくても、3年間の超過勤務が脳心血関係疾患の危険要因として作用した」とし、「死亡直前の労働時間の減少は受注量の減少によるもので、業務上ストレスが一層加重されたと見られるという点を考慮すれば、業務上災害に該当する」とした。

ソウル高裁は「死亡当時の業務環境に急激な変化がなく、労働時間が減ったとしても、故人が2年7ヶ月間、慢性的に厳しい超過勤務と休日のない連続勤務を続けてきた点に照らして、その間に累積した疲労が短期間に解消されにくかった」。「長い間の過労が故人の

既存疾患である高血圧と狭心症の発病の重要な原因」と判断した。

クオン公認労務士は「労働部の告示も、慢性的な過労の判断基準を3ヶ月単位の定量的な評価に拘泥することなく、不規則な形態で累積した過労も考慮できるように拡大する必要がある」と指摘した。2018年6月14日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■労働部、ポリウレタン・コーティング手袋の使用自制を勧告

雇用労働部が製造業と建設業などの事業場に、ポリウレタン・コーティング手袋の使用を自制するように勧告文を送ったことが確認された。昨年6月、金属労組が発ガン物質のジメチルホルムアミド(DMF)が検出されたと告発し、1年目に出された措置だ。

労働部によれば、市中に流通しているポリウレタン・コーティング手袋、8社12種のDMF残留量を分析した結果、すべての製品で手袋一足当たり0.2~91mgのDMFが確認された。

国際癌研究機関(IARC)が2級発ガン物質に指定したDMFは、ポリウレタン樹脂などを作る時に溶剤として使われる。皮膚を通じて吸収されると肝臓を痛める有害な生殖毒性物質である。

ポリウレタン・コーティング手袋は、製造業・建設業・運送業・造園業・環境美化業の労働者がよく使う保護具で、働いている間中ずっと着用しているケースが多い。

労働部はDMF残留量は人体に影響がないレベルとしたが、蒸し暑い場所で作業をしたり液体類に接触する作業をする労働者は、水溶性のDMFが皮膚から吸収される可能性が高いため、使用を自制するなどの安全措置を取るように勧告した。2018年6月22日 毎

日労働ニュース キム・ミヨン記者

■10月から被害に遭った感情労働者、一旦「業務中断」させる

10月から顧客の暴言や暴行で被害を受けた感情労働者に、事業主が休み時間を与えるなど適切な事後措置をしなければ、最高1000万ウォンの過怠金を払うことになる。

雇用労働部は感情労働者(顧客応対勤務者)の健康が脅かされるのを防ぐための具体的な保護措置として、産業安全保健法施行令と施行規則一部改正を立法予告した。3月に国会で「感情労働者保護法」と呼ばれる産業安全保健法の改正が成立したことに伴う措置だ。

今後、事業主は感情労働者が顧客から暴言を聞いたり、暴行に遭い、健康に問題が生ずるおそれがあれば、業務を一時的に中断したり転換できるように、措置を取らなければならない。業務に復帰する前には身体的・精神的な安静がとれるように十分な休み時間を与えなければならない。必要な場合、治療や相談を支援する義務もある。被害に遭った労働者が要請すれば、捜査機関に証拠資料を提出したり、告訴・告発・損害賠償請求などに必要な支援もする。事後措置義務に違反した場合は、回数によって過怠金が差等賦課される。1次違反に300万ウォン、2次違反は600万ウォン、3次違反は1000万ウォンだ。

施行規則には事業主の事前措置が新しく入った。事業主は今後「暴言を禁止する」という文書を事業場に掲示したり、音声で案内しなければならない。顧客応対業務マニュアルを作って教育し、労働者に休憩空間を提供するなど、職務ストレスを減らす対策も準備しなければならない。改正は10月18日から全事業場で施行される。2018年6月28日 京郷新聞 ナム・チウオン記者(翻訳:中村猛)

前線から

第38回関西労働者安全センター総会を開催

大阪

関西労働者安全センターの設立は、1973年で今年45年になるが、総会としては38回目である。6月19日、第38回総会を開催した。

2017年から今年にかけては、労働者の権利や健康を脅かす働き方改革関連法案が上程され、国会でも与党自民党と反対する野党側との激しい攻防が行われた。加えて、森友・加計学園問題、財務省の文書改ざんやセクハラ問題と政治的な動きから目が離せない状態が続いた。機関誌でも報告記事を掲載してきたが、過労死防止法の大綱改定議論、職場のパワーハラスメント防止検討会での法制化議論、石綿救済法の改定検討会などもあった。安全センターとしてはこれら課題に積極的に取り組み、なかなか忙しい状態が続いている。

今年は事務局を含め運営委員の交代や新規就任がいくつかあった。

最近労組と協力しての安全衛生活動などが減ってきていることも踏まえ、関係を強化、新しい取り組みも増やそうと、新たに労組・関係団体から、全港湾大阪支部の吉馴真一さん、藤原崇さん、連帯労組関西生コン支部の萱原成樹さん、近畿コンクリート圧送労組の阪口充さん、中皮腫同志の会の右田孝雄さんが運営委員に着任し、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は委員交代で古川和子さんが退任され阿部光代さん、摂津市職は中橋克之さんから林孝夫さんへと代わった。会計監査もなにわユニオンの有田具弘さ

んが就任した。

さらに事務局も田島陽子が事務局長、酒井恭輔が事務局次長に就任した。

総会後は、記念講演として元産業医科大学教授の熊谷信二さんに、「私の安全センター体験」と題して、熊谷さんのこれまで携わってこられた調査・研究、安全センターとの関わりについて、話していただいた。

もう数少なくなっている、安全センターを発足から知っているメンバーの内の一人で、新事務局長も知らない歴史を楽しく教えていただいた。

今後、新たな体制で気持ちを新たに頑張る所存ですので、よろしく願いいたします。



熊谷信二さん

6月の新聞記事から

6/1 「中皮腫」などの患者約50人と遺族ら計約220人が、東京都内で厚生労働省などの担当者に新薬の早期承認や救済策の充実を求めた。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が呼びかけた「省庁交渉だヨ！全員集合」。中皮腫患者の栗田英司さんは下血のため4月から入院していたが、強行参加。肺がん治療薬「オブジーボ」を中皮腫の治療薬としても早期に承認するよう迫った。

6/3 東京都大田区の半径約500メートルの住宅密集地で、住民4人が2007～17年に中皮腫で死亡した。この地域には1980年ごろまでアスベストを扱っていた工場があった。4人に石綿を扱う職歴はなく、診察した医師らは工場からの飛散が原因とみられると指摘。周辺住民が集団で石綿による病気になったのが疑われるのは都内では初めて。4人は7～76年間、工場周辺に居住。工場は37～80年ごろ石綿を用いてセメントなどを製造、複数の元従業員が石綿原因の病気や労災認定された。

6/5 スウェーデンのアパレル小売り大手H&Mと米ギャップは、自社製品を製造するアジアの労働者が日常的に性的虐待やセクハラ、暴力の被害に遭っているとの人権団体の報告書を受け、実態調査を行うと表明した。エシカル・トレーディング・イニシアチブ(ETI)が、両社に製品を供給するバングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、スリランカの工場で数年間、約550人を調査したもの。

クボタの旧神崎工場(尼崎市)やノザワの播州工場(播磨町)などで石綿(アスベスト)による健康被害を受けた元従業員の遺族16人が、国の石綿粉じん規制が不十分だったとして、国に計約6000万円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁に起こした。原告はクボタやノザワの工場に働いていた元従業員9人の遺族16人。9人は昭和29年10月～61年4月、石綿管の製造などに従事し、多量の石綿粉じんを吸い込んだことにより肺がんや中皮腫などを患い、労災認定を受けた。

6/8 スイス・ジュネーブで8日まで開かれていた国際労働機関(ILO)総会で、セクハラなど働く場での暴力やハラスメントをなくすための条約をつくる方針が決まった。採択されたILOの委員会報告では、来年の総会で法的拘束力のある条約という形で国際基準の採択をめざし、働く場での暴力やハラスメントの根絶に向けた基本理念と罰則を備える。

6/11 トラックやバス・タクシーのドライバー不足を解消するため、国土交通省は、ドライバーの働き方改革に取り組む「ホワイト経営」の自動車運送事業者の認証制度創設に向けた検討会を開いた。来年度中の実施を目指す。同制度では、労働基準法などの法令順守体制▽有給休暇の取得促進や長時間労働是正に向けた取り組み▽ドライバーの健康管理や補償などを認証項目とする方針。制度創設後は民間団体が認証事業を担う。

6/13 千葉県白子町のホテルで、高さ約15メートルのホテル5階から、地面に敷いた厚さ約2.5メートルのエアマットに飛び降りる訓練をしていた俳優が飛び降り後に意識を失って病院に搬送され、14日朝

に死亡した。俳優はアクションクルーとして「仮面ライダーエグゼイド」などに出演していた。

6/14 東京電力の小早川社長は福島県の内堀知事との会談で、福島第二原発について廃炉の方向で検討に入ることを伝えた。福島第二原発は東日本大震災で第一原発のような爆発には至っていなかった。

6/15 名古屋市消防局の男性職員が、総歓迎会の2次会で同僚の女性職員の下腹部を足で触るセクハラ行為をしたとして、停職1カ月の懲戒処分を受けた。懲戒処分を受けたのは、港消防署に勤務する50歳の男性主任。女性は別の職場に移ったものの、心的ストレスによる症状があるという。

旭川市は旭川市内の小学校でアスベストを含む断熱材の一部が落下していたことを明らかにした。旭川市立近文小学校の体育館の煙突で、市は先月から市内の小中学校を対象にアスベストに関する調査中だった。体育館の暖房用ボイラーの煙突から、縦5センチ横10センチほどのアスベストを含む断熱材はがれ落ちていた。

6/21 札幌市厚別区の弁当製造会社「弁釜」札幌工場がガス漏れがあり、従業員5人が病院に搬送されたが、命に別条はない。5人は20～60代の男性で工場1階で約50人で作業をしていた。工場周辺は立ち入り禁止となり、作業着姿の従業員ら約200人が屋外に避難した。

6/22 副業や兼業をする働き手が労災に遭った際の休業補償や過労死認定のルールについて、労使双方が参加する労働政策審議会が議論を始めた。政府は、働き手の保護を強める方向での法改正を視野に入れる。複数の職場で働く場合、業務だけがなどを負って全ての仕事を休むことになっても、労災認定された職場1社分の賃金に基づく休業補償金しか労災保険から受け取れない。このため、複数の職場の賃金を合算して金額を算定できないかどうかを検討する。

6/23 福井都タクシーのグループ3社が、運送約款を変更し、セクハラなどを受けた場合は乗車拒否に踏み切る。助手席のヘッドレストに「暴言」「セクハラ」「威圧行為」を禁じる約款に変更したことを伝えるプレートを掲示した。今月7日付で国土交通省中部運輸局から認可を受けた新しい約款では、運転手がセクハラや暴言などを受けた場合は乗車を拒否できるほか、警察に通報することも盛り込んだ。

6/27 2012年に読売新聞東京本社経理部の社員だった男性(36)が自殺したのは過労が原因として、母親が国に労災保険の遺族補償年金などを不支給とした処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、福岡地裁は請求を棄却した。男性は決算業務を担当していた12年4月、気分障害を発病し、自ら命を絶った。中央労働基準監督署(東京)は14年、同年金などの不支給とした。裁判長は、発病前1カ月の時間外労働時間が100時間を超えていたと認定。その上で、男性が決算業務の経験があったことなどから、「初めての東京本社の決算業務で繁忙期だったことを考慮して、労働時間の増加に見合う業務量の増加があったとは言い難い」と判断し、「心理的負荷が精神障害の発病に足りる程度だったとは認められない」とした。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259